

関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）
における申請手続きの一部変更について（依頼）

日頃から、本県の医療・薬務行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、今年度、保険医療機関・保険薬局に対する「電子処方箋管理サービス」に関するシステム導入費用への補助を行うこととし、令和6年8月19日付け「神奈川県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）について（依頼）」により御案内したところです。

県補助金の申請期限を12月27日(金)としていますが、システム導入に時間を要するため、県補助金申請書の添付書類の一つである社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）による補助金等交付決定通知書が申請期限に間に合わないおそれがあるとの相談がありました。

そこで、11月末時点で支払基金による交付決定通知書を手続きできていない場合、12月2日(月)から同月27日(金)までの間は、手続き方法を一部変更して交付申請を受け付けることといたします。

【交付申請手続き方法の一部変更】

- ・12月2日(月)から同月27日(金)の間は、支払基金からの「交付決定通知書の写し」に代えて、支払基金への「交付申請書の写し」に「申出書」を添えて交付申請が可能です。
- ・「交付決定通知書の写し」は、令和7年1月31日(金)まで提出を延期します。

(詳細は別紙参照)

については、貴会ホームページや会報誌等への掲載等、貴会会員への周知に御協力くださるようお願いいたします。

なお、引き続きシステム事業者と調整いただくなどして、なるべく早く支払基金への交付申請をしていただくよう、あわせてご案内をお願いいたします。

問合せ先
薬事指導グループ 加藤、剣持
電話 (045) 210-4967 (直通)

令和6年度補助金交付申請手続き方法の一部変更のご案内

12月2日(月)から同月27日(金)の間は、支払基金からの「交付決定通知書の写し」に代えて、支払基金への「交付申請書の写し」に「申出書」を添えて交付申請できるよう、手続き方法を一部変更して交付申請を受け付けます。

なお、「交付決定通知書の写し」は、令和7年1月31日(金)までに提出が必要です。

【一部変更の交付申請の受付期間】

令和6年12月2日(月)から令和6年12月27日(金)まで

(※通常の申請受付期間は、令和6年9月2日(月)から令和6年12月27日(金)まで)

【手続き方法】

(1) 対象者

- 一部変更の交付申請時に、次に該当する方
 - ①支払基金に補助金交付申請を完了している
 - ②支払基金の交付決定通知書を入手できていない

(2) 申請方法

ア 方法 e-kanagawa 電子申請システムによる申請

イ 添付書類

- ・交付申請書
- ・支払基金に申請した補助金等交付申請書の写し
- ・申出書 ※様式については後日、神奈川県ホームページでご案内いたします。
- ・電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書の写し
- ・電子処方箋管理サービスの導入に係る領収書内訳書の写し
- ・経費所要額調書
- ・役員等氏名一覧表
- ・振込先口座情報
- ・その他必要な書類

ウ 申請後の手続き

令和7年1月31日(金)までに、支払基金補助金の「交付決定通知書の写し」を提出する必要があります(厳守)。

支払基金補助金の「交付決定通知書の写し」を県に提出されない場合は補助金を支払うことはできませんのでご了承ください。

